

キャットマイスター認定制度の概要

1. 一般社団法人全国キャットクラブの概要

一般社団法人全国キャットクラブでは、国内の猫質向上を目指し血統書の発行を基本とし、様々な事業を行っています。人と動物の共生社会の構築を目指し、動物愛護精神の啓発をはじめ、猫に関する専門知識や技術を持った人材育成に取り組んでいます。

2. キャットマイスター認定制度の概要

猫のプロフェッショナルを育成し、猫と人が暮らしやすい社会の構築を目指した認定事業です。猫の健康管理や繁殖、グルーミング、ペットショップ等での子猫の取扱に必要な知識など専門知識を体系的に習得できます。

3. 「キャットマイスター認定委員会」の役割と位置づけ

(1) 設置目的

キャットマイスター認定制度の専門性・公平性を担保するため「キャットマイスター認定委員会」を設置し、資格の認定に関する業務を担当しています。

(2) 構成

委員は、猫に関する専門家、動物取扱実務のある者（ブリーダー、ペットショップ関連）およびペット関連の教育関係者、獣医師等で構成しています。

<キャットマイスター認定委員会 委員名簿（五十音順）>

井川 俊輔	KDC 動物病院	院長
上原 勝三	一般社団法人ペットパーク流通協会	会長
上平 一夫	有限会社パピーファーム	代表
野口 哲	一般社団法人日本動物専門学校協会	副理事長
野瀬 修央	恩賜上野動物園 教育係	獣医師、アジア動物専門学校アニマルケアコース教育顧問
花島 秀俊	有限会社キティボックス	代表、千葉県動物愛護推進委員

4. 認定規則など

制度の適正・公正な運営のため、認定規則などを定めています。ご参照ください。

- ・キャットマイスター認定規則・・・・・・・・・・2～5 頁
- ・キャットマイスター認定試験事務規定・・・・・・・・6～9 頁
- ・キャットマイスター認定登録及び更新事務規程・・・・・・・・10～12 頁

キヤットマイスター認定規則

(目的)

第1条 この規則は、猫を扱う業に携わる者としてふさわしい人材を養成し、キヤットマイスターとして認定することにより、第一種動物取扱業者の社会的地位向上を図ることを目的とし、猫と暮らす喜びを伝え、もって動物愛護精神の普及に寄与する。

(認定)

第2条 前条の目的を達成するため、一般社団法人全国キヤットクラブ(以下「ZCC」という。)は、キヤットマイスターの認定を行う。

2 認定に関する業務を公正かつ適切に行うため、ZCCにキヤットマイスター認定委員会(以下「認定委員会」という。)を置く。

(認定委員の構成)

第3条 認定委員は、猫の生態に関する学識経験者並びに動物取扱実務経験のある有識者10名以内で構成する。

2 認定委員会の委員は、ZCC理事会(以下「理事会」という。)の推薦を経て、ZCC会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めるものとする。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

5 委嘱された委員は、自らその職を辞すると申し出た時のみ、その職を辞することができる。

(認定委員会の運営)

第4条 認定委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する(委任状を含む)。

2 認定委員会が議決する場合は、出席した委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、議事が緊急を要する場合又は軽微な場合には、委員長は書面による認定委員会を開催することができる。

4 前項において議決をする場合は、認定委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決するところによる。

5 この他、認定委員会の運営に関わる事項は、細則で定める。

(認定委員会の業務)

第5条 認定委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第12条に定めるキャットマイスター認定試験（以下「認定試験」という。）の実施

(2) キャットマイスター登録申請者の審査及び登録

(3) キャットマイスター資格取得者への認定登録証および認定証の交付

(4) 第9条に定める更新審査の実施

(5) その他この規則に基づき処理すべき事項

2 認定委員会は、独自の判断で、前項に掲げる業務を行うことができる。

(認定委員の任期)

第6条 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が事情により任期前に退任した場合は、これを補充する。この場合、中途補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第7条 キャットマイスターの資格は、認定試験に合格し、かつ、キャットマイスター名簿に登録された者に与える。

2 キャットマイスター資格はキャットマイスター ベーシック、キャットマイスター アドバンスの2種とする。

(キャットマイスター資格の有効期間)

第8条 キャットマイスター アドバンスの資格の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする。なお、次条の規定により更新された資格の有効期間は、3年とする。

2 キャットマイスター ベーシックの資格の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の3月31日までの期間とする。なお、次条の規定により更新された資格の有効期間は、3年とする。

(資格の更新)

第9条 キャットマイスター資格の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が経過するまでに実施される更新審査に合格しなければならない。

(資格を与えない者)

第10条 認定委員会は、次の各号のいずれかに該当する者にはキャットマイスターの資格を与えないことができる。

(1) 「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた者

(2) 心身の故障によりキャットマイスターとしての責務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認定委員会が認める者

(3) キャットマイスターが役員を務める法人が、「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた場合

(4) キャットマイスターが動物取扱責任者を務める事業所が、「動物の愛護及び管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた場合

(資格の取消し)

第11条 認定委員会は、キャットマイスターが次の各号に該当する場合は、その資格を取り消すことができる。この場合、認定委員会は本人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて、資格を得た者

(2) キャットマイスターとしての品位を著しく損なう行為をしたと認定委員会が認める者

(3) 資格の有効期限を過ぎても、更新登録を行わない者

(4) 第10条(1)(2)(3)(4)にあたる場合

(認定試験)

第12条 認定試験は、毎年1回以上実施する。

2 認定試験の手続については別途定める。

(キャットマイスター認定試験の受験資格)

第13条 キャットマイスター アドバンス認定試験の受験資格者は、次に掲げる条件に該当する者とする。

一 キャットマイスター ベーシック資格保持者

2 キャットマイスター ベーシック認定試験の受験資格者は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

一 今後、動物関連業で働くことを希望している者、または、現在動物関連業で働いている者

二 動物関連の専門学校に在学している者

三 猫を適切に飼養・管理する知識を身につけたいと考えている者

(登録)

第14条 第7条に規定する登録に必要な事項については、別途定める。

(経費の負担)

第15条 認定試験及びキャットマイスターの登録に必要な経費については、認定委員会の承諾のもと理事会が決定することにより、その一部又は全部を認定試験受験者及び認定登録申請者にそれぞれ負担させることができる。

(業務の委託)

第16条 この規則で定める業務の一部については、認定委員会の議を経て、他の機関又は個人に委託して行うことができる。

(規則の改正)

第17条 この規則の改正並びに細則の制定及び改正を行う場合は、認定委員会とZCCが協議し、認定委員会がこれを行うものとする。

附 則

第1条 この規則は、2021年4月1日から施行する。

キャットマイスター認定試験事務規程

(目的)

第1条 キャットマイスター認定規則に基づく試験事務規程を次のように定める。

(趣旨)

第2条 このキャットマイスター認定試験事務規定(以下「試験事務規程」という)は、認定委員会が実施するキャットマイスター認定試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(基本方針)

第3条 試験事務は、この試験実施規程により、適正、確実かつ公正に実施されるものとする。

(試験事務の実施計画)

第4条 認定委員長は、キャットマイスター認定試験の実施の方法に関する計画(以下「実施計画」という。)を決定するものとする。

(試験案内及び受験願書)

第5条 認定委員長は、実施計画の決定をしたときは、すみやかに試験案内及び受験願書を作成し、認定試験の受験を希望する者に配布する。

(認定試験の受験場所)

第6条 認定試験を受験する者は、第4条の規定により決定された実施計画に定める認定試験の開催場所のうち、ひとつを選択しなければならない。

(受験願書の受付)

第7条 受験願書の受付は、一般社団法人全国キャットクラブ(以下「ZCC」という)事務局において実施計画に定める日から開始する。なお、受付は郵送ならびにインターネットによる方法とする。

(受験願書の確認等)

第8条 受験願書は、ZCC事務局において次の事項を確認した後、受け付けるものとする。

一 受験願書に所定の事項が記載されていること。

二 所定の手数料が払い込まれていること。

2 前項の場合において、受験願書に不備を認めるときは、補正の余地あるものについてはその機会を設け、受験資格のないもの等補正の余地のないものについては受付できない理由を付して、手数料及び受験願書を申請者に返還する。また、定員を超えて以降の申込みがあったときも、これと同様の措置を講ずるものとする。

(受験願書の処理)

第9条 ZCC事務局は、第8条第1項の確認をし、受け付けたときは、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

- 一 受験願書に第8条第1項の受付をした年月日とその他必要な事項を記入すること。
- 二 受験番号を決定すること。
- 三 受験票を作成すること。
- 四 受験者名簿を作成すること。

(受験票の交付)

第10条 ZCC事務局は、第8条の規定により受験願書を受け付けたときは、すみやかに受験申請者に郵送により受験票を交付する。

(受験場所の変更)

第11条 受験願書を受け付けた後においては、当該申請に係る受験場所の変更は、原則としてこれを認めない。

(認定試験問題の作成方法)

第12条 筆記試験問題は、認定委員会が作成する。

2 試験問題は、原則として選択方式とする。

(試験問題の印刷等)

第13条 試験問題の印刷、運搬及び保管は、秘密を確実に保持することができる方法により行う。

(認定試験に関する一般事項)

第14条 認定試験において、受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。

(不正行為)

第15条 認定試験において、不正の行為のあった者は退場させ、当該試験は受験させないものとする。

(試験監督員)

第16条 試験の実施に当たっては、試験の厳正かつ円滑な実施を図るため、認定委員長は試験監督員を配置する。

(答案の採点)

第17条 認定試験の採点は、原則として電子計算機(マークシート回答読取機)により行う。

(合格基準及び合否の決定)

第18条 認定試験の合格基準及び合否の決定は、認定委員会の合議により決定する。

(認定試験の結果発表)

第19条 認定試験の受験者に対しては、試験の結果通知を行うものとする。

(認定登録等)

第20条 試験に合格した者は、キャットマイスターの認定登録をしなければならない。認定登録の方法等については、認定及び更新事務規程に定める。

(受験手数料の収納)

第21条 試験を受けようとする者が納付する受験手数料は、受験の申請の際、納付させるものとする。

2 前項の場合において、納付に要する振替手数料は受験者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第22条 いったん納入された受験手数料は、受験願書が受け付けられない場合を除き、返還されない。

2 受験手数料を返還する場合、その返還に要する振替手数料は返還される者の負担とする。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第23条 認定委員会、試験監督員その他試験事務に従事する者は、その事務に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第24条 認定委員会、試験監督員その他試験事務に従事する者は、試験問題内容、受験者の成績その他試験事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

(帳簿の保存期間)

第25条 次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 受験者名簿 1年
- 二 受験者成績台帳 1年
- 三 試験採点表 1年
- 四 その他の帳簿 別に認定委員長が定める期間

(書類の保存期間)

第26条 次の各号に定める書類の保存期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 試験問題 永年
- 二 受験願書 1年
- 三 試験答案 1年
- 四 その他の書類 別に委員長が定める期間

(帳簿及び書類の保存)

第27条 帳簿及び書類の保存は、確実に、かつ秘密が漏れることのない方法により行う。

2 帳簿及び書類の廃棄は、復元することができない方法により行う。

(天災等の際の措置)

第28条 天災その他試験の実施に支障をきたす事由が発生したときの試験事務の実施についての細目は、その事由の発生の都度及び発生事由に応じ、認定委員長が定める。

附 則

1. この認定試験事務規程は、2021年4月1日より適用する。

キャットマイスター認定登録及び更新事務規程

（目的）

第1条 このキャットマイスター認定登録及び更新事務規程（以下「認定登録事務規程」という。）は、認定委員会が実施するキャットマイスター認定登録及び更新の実施に関する事務（以下「認定登録事務」という。）の実施について、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 認定登録事務は、この認定登録事務規程により、適正、確実かつ公正に実施されるものとする。

（認定登録申込書の配布）

第3条 委員長は、キャットマイスター認定試験の合格者に、合格証とともに認定登録申込書を配布する。

（認定登録申込書の受付）

第4条 認定登録申込書の受付は、一般社団法人全国キャットクラブ（以下「ZCC」という）事務局において郵送ならびにインターネットにより行う。

2 認定申込書の受付期間は、合格証が交付された日から翌月の末日までとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、受け付けるものとする。

（認定登録申込書の確認等）

第5条 認定申込書は、ZCC事務局において次の事項を確認した後、受け付けるものとする。

- 一 申込書に所定の事項が記載されていること。
- 二 申込者の写真が貼付されていること。
- 三 所定の手数料が払い込まれていること。

2 前項の場合において、申込書に不備を認めるときは、補正の余地あるものについてはその機会を設け、認定資格のないもの等補正の余地のないものについては受け付けできない理由を付して、手数料及び申込書願書を申請者に返還する。

（認定登録申込書の処理）

第6条 ZCC事務局は、第5条第1項の確認をし、受け付けたときは、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

- 一 認定登録者名簿を作成すること。

- 二 認定申請者名簿に登録年月日、有効年月日その他必要な事項を記入すること。
- 三 認定番号を決定すること。
- 四 認定登録証および認定証を作成すること。

(認定登録)

第7条 認定委員長は、認定申込を受け付けた者のうち、認定資格の交付条件に適う者に、すみやかに認定登録証および認定証を送付しなければならない。

(更新の通知)

第8条 認定委員長は有資格者の認定資格の有効期間が切れる6カ月前に、更新登録申込書を有資格者に配布するものとする。

(更新登録申込書の受付)

第9条 更新登録申込書の受付は、ZCC事務局において更新登録申込書が配布された日から開始する。なお、受付は郵送による方法とする。

(更新申込書の確認等)

第10条 更新登録申込書の確認等は、第5条第1項および第2項を準用する。

(更新申込書の処理)

第11条 ZCC事務局は、更新申込書を受け付けたときは、すみやかに更新申請者名簿を作成するものとする。

(更新審査)

第12条 認定委員長は、キャットマイスター資格の更新を希望する者に対し、更新審査を行うものとする。

2 認定委員長は、更新審査に合格した者に、更新登録証を送付しなければならない。

(認定登録者名簿の更新)

第13条 ZCC事務局は、キャットマイスターの更新を希望する者が第12条の更新審査に合格したときは、すみやかに登録者名簿に記載するものとする。

(認定資格の失効)

第14条 次の事項を満たさなかった者は、認定資格を失効する。

一 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられた者。

- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、資格を得た者。
- 三 キャットマイスターとしての品位を著しく損なう行為をした者。
- 四 認定資格の有効期限を経過するも、更新申込をしなかった者。
- 五 更新審査で既定の条件を満たさなかったもの。

(失効した資格の回復)

第15条 前条第4号に該当する者のうち、やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者に限り、認定資格の有効期限を経過した日から12ヶ月以内に更新手続きを行い、かつ更新審査で既定の条件を満たした場合、認定資格を回復できるものとする。

2 前条第5号に該当する者に限り、再審査を受けることができ、再審査で既定の条件を満たした場合、認定資格は回復できるものとする。

(認定及び更新手数料の収納)

第16条 認定及び更新を受けようとする者が納付する手数料は、認定及び更新の申請の際、納付させるものとする。

2 前項の場合において、納付に要する振替手数料は受験者の負担とする。

(認定及び更新手数料の返還)

第17条 いったん納入された認定及び更新手数料は、申込書が受け付けられない場合を除き、返還されない。

2 認定及び更新手数料を返還する場合、その返還に要する振替手数料は返還される者の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 認定委員会及び認定事務に従事する者は、資格取得者の個人情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第19条 帳簿及び書類の保存は、確実で、かつ秘密が漏れることのない方法により行なう。

2 帳簿及び書類の廃棄は、復元することができない方法により行う。

附 則

第1条 この認定及び更新事務規程は、2021年4月1日より適用する。